

三春町告示第12号

平成23年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年2月16日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成23年3月3日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成23年3月3日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（15名）

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一 男	16番 本多 一安

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 財産の交換について

議案第 7号 町営プール等改修工事請負契約について

議案第 8号 町道路線の認定及び変更について

議案第 9号 三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について

議案第10号 三春町公有施設整備基金条例の制定について

議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町介護保険条例及び障害者自立支援法に定める三春町市町村審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第21号 三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について

議案第22号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について

議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第24号 平成22年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第25号 平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第27号 平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第28号 平成22年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第29号 平成23年度三春町一般会計予算について

議案第30号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第32号 平成23年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第33号 平成23年度三春町町営バス事業特別会計予算について

議案第34号 平成23年度三春町病院事業会計予算について

議案第35号 平成23年度三春町水道事業会計予算について

議案第 36 号 平成 23 年度三春町下水道事業等会計予算について
議案第 37 号 平成 23 年度三春町宅地造成事業会計予算について

報 告

報告第 1 号 専決処分の報告について

平成23年3月3日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
会計管理者兼 会計室長	吉田 功	企業局長	橋本 良孝

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	橋本 弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年3月8日（月曜日） 午前10時開会

- 第1 議員辞職の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案の提出
- 第6 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第7 議案の質疑
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 陳情事件の委員会付託

第10 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長、副委員長の互選の報告

第11 報告事項について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………開 会 宣 言……………

○議長 おはようございます。大変ご苦勞様でございます。ただいまより、平成23年三春町議会3月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……………議員辞職の報告……………

○議長 日程第1により議員の辞職について報告をいたします。

2月10日付けで三瓶正栄君より、議員の辞職願いが提出され、議会閉会中でもありますので、議長において2月14日付けで、辞職を許可いたしましたので報告いたします。

……………会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第2により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番渡辺泰譽君、4番佐藤弘君のご両名を指名いたします。

……………会 期 の 決 定……………

○議長 日程第3により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月16日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より3月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………諸 般 の 報 告……………

○議長 日程第4により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成22年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………議 案 の 提 出……………

○議長 日程第5により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りしました「議案第5号 財産の取得についてから」から「議案第37号 平成23年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの33議案であります。

……………町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第6により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 平成23年度当初予算を審議していただき、3月定例会の開会にあたり新年度予算編成方針、並びに主なる施策等について、ご説明を申し上げます。

まず、最初に現下の国内情勢についてであります。世界的経済危機による企業の業績不振は、業種によっては回復の兆しが見えてきたとの報道もありますが、その実感はありません。

また、新規学卒者等の就職難が依然として続いており、改めて雇用の場の確保の必要性を痛感しております。

政権交代が行われて、2回目の予算編成となる23年度予算は今国会で議論されていることをご承知のことです。新政権の誕生により、「子ども手当の支給」「農業者への戸別所得補償」「高校の実質無償化」等が取り入れられ、23年度予算につきましても、これらの事業の拡充・継続が見込まれているところであります。

過日発表されました平成23年度県の予算は、総合計画ふくしまの礎である「人と地域」、ふくしまを支える3本の柱「活力」「安全と安心」「思いやり」に係る重点施策に予算を配分したとのことであります。

わが町におきましても、これら社会情勢、国・県の動向を把握し、将来を見据えた必要な手立てを講じることが必要と考え、23年度予算を編成しましたので、その概要について説明いたします。

まず、基本となる財政運営についてであります。わが町では、財政の健全化を図るために、ご承知のとおり数々の施策をすでに講じて参りました。その結果、一般会計の町債残高は、22年度末には90億円台まで減少する見込みとなりました。今後も引き続き、22年度に策定しました行財政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の評価点検等を行い、更なる見直しを実施して参ります。

次に、新年度予算についてであります。最初に歳入の見通しであります。国の地方財政計画により、地方交付税は増額が見込めるものの、町税については、雇用不安や消費の冷え込みが未だ解消されず、減収となる見込みであります。この様な歳入状況のもとでの23年度予算編成は、「持続可能な財政構造の構築」、「行財政改革の確実な推進」を基本的な考えとし、7つの施策を重点的に取り組むこととして予算編成を行いましたので、その7つの施策について説明いたします。

第1は「中学校再編等に関する取り組み」についてであります。

最重要課題であります新中学校につきましても、平成25年度開校をめざしており、23年度は、いよいよ建設工事に着手いたしますので、予定通り進捗できるよう万全を期す考えであります。併せまして、ソフト面では開校に向けて学校運営や、通学などの諸課題を整理する必要がありますので、専門部会での議論を深め準備を進めて参ります。

また、学校関係では教職員用パソコン配備事業、中妻小学校外壁等改修事業も引き続き実施することにいたします。

第2は「町有施設の修繕等に関する取り組み」についてであります。

町有施設の多くは建築後かなりの年数が経過し、また、耐震補強が必要な施設も多いことから、修繕などの老朽化対策が求められております。このため、現況調査を行い長期修繕計画の作成に取り組んでいるところであります。今後、施設の長寿命化に向け修繕等に計画的に取り組むため、「公有施設整備基金」を創設し対処することとし、今議会に条例の制定を提案したところであります。

なお、23年度は要田交流館大平荘の耐震等工事を行うこととしました。また、急がれる三春小学校の耐震化工事については、一定の方向性を出したいと考えております。

第3は「産業興しに関する取り組み」についてであります。

中心市街地の活性化を促進するため、商業核施設となるスーパーが今秋開店の見通しとなっております。これに併せ、現在の店舗敷地の利活用の検討や、町所有の蔵の活用を検討するなどによって、街なかに賑わいが創出できるよう取り組んで参ります。

次に、農業の振興に関しましては、企業等の参入に際し農地の斡旋などを行うとともに、農畜産物の6次産業化の研究、地産地消の促進、所得補償制度による経営基盤の確立を支援するなど、農業が元気になるよう取り組んで参ります。

また、町内26集落で実施されている中山間地域等直接支払制度を活用して、集落での協働の取り組みを支援して参ります。

一方、活力ある町づくりを進めるにあたりましては、産業振興とそれを支える人材の育成確保が非常に重要であります。地域経済の活性化や雇用の安定化をめざし、田村西部工業団地などへの企業立地に取り組むことといたします。

第4は「訪ねてみたくなる地域づくりに関する取り組み」についてであります。

滝桜観光対策では、昨年から観桜料を導入したところであり、滝桜を訪れた人々に満足感を得ていただくことが大切と考えております。そのためには交通渋滞緩和対策が重要でありますので、今春も無料シャトルバスの運行、マスメディア等の協力支援をいただき、対策に万全を期す考えであります。

町は通年型観光をめざしておりますが、そのためには、地域の資源を活かした魅力あるまちづくりが必要と考えております。そこで、街なか散策が楽しめるよう、城山公園の整備や、桜川の修景整備などハード面での整備を進めるとともに、関係団体と連携し、町を訪れる方々へのサービス向上などソフト面での充実にも取り組んで参りたいと考えております。また、継続事業で進めております「もみじ山」の整備も進めて参ります。

地域間交流については、姉妹都市や目黒区との交流等を推進し、町の活性化を図って参ります。

第5は「安全で安心して暮らせる生活環境創造に関する取り組み」についてであります。

町内では、桜川河川改修をはじめ、国道288号三春西バイパス、県道改良工事などの県事業が実施されておりますので、これらの事業の促進に関し、地権者の生活再建等、県と協調して対応して参ります。

また、幹線町道の改良につきましては、継続事業の早期完成を優先させるとともに、新規路線として3路線の改良に取り組むことにしました。また、生活道路の維持補修など町民の生活に直結する事業は、引き続きコストの削減を図りつつ、鋭意取り組んで参ります。

安全安心に関わる防災や、防犯施設整備につきましては、計画的に進めるとともに、これら事業に取り組んで頂いている関係団体等の支援策を講じて参りたいと考えております。

第6は「次世代育成に関する取り組み」についてであります。

町は、これまで中学3年生までの医療費の無料化や保育料の軽減など、子育て支援対策に重点的に取り組んで参りました。

23年度は、子ども手当の拡充に対応するとともに、乳幼児健診における歯科検診に、フッ素を塗付するなどの施策を新たに実施することにしました。

また、町は20年度より、町独自に少子化対策に取り組んで参りましたが、その検証と国県の制度改正等を踏まえ、今後の少子化対策を効率的に推進するため、引き続き有効な手段、組織機構の在り方等を検討して参ります。

第7は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取り組み」についてであります。

指定管理者制を導入している三春病院・敬老園は順調に運営がなされていると考えております。引き続き運営について評価・検証をしつつ、町内医療機関との連携など地域医療の充実と、提供する福祉等サービスの質の向上に取り組んで参りたいと考えております。

町民の健康づくりに関しましては、これまでの集団健診に加え、病院診療所での施設検診に、

がん検診を追加するなどによって、疾病の早期発見、早期治療を促進しておりますが、地区まちづくり協会や健康づくり推進員のご協力をいただき、更なる受診率の向上を目指して参りたいと考えております。

なお、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌のワクチンについては、無料化により予防接種の促進を図って参ります。

以上23年度の主な施策と予算関係の概要について述べましたが、引き続き町民の方々の満足度を高めるために、限られた財源と人員を最大限に活用し、町民の目線に立った施策を着実に、かつ効果的に展開して参りたいと考えております。

また、このほかにも国県の新たな施策等への対応、併せて第6次三春町長期計画等諸計画の点検、検証にも取り組んで参ります。

これらの事業に取り組む23年度一般会計当初予算は、66億2千9百万円で、平成22年度当初予算より、1億1千5百万円の増額であります。

これらの主なる財源は、次のとおりであります。

町税については、16億4千9百万円を見込みました。地方交付税については、24億6千3百万円を、使用料手数料については、1億1千3百万円を見込みました。

次に、国県支出金については、子ども手当交付金3億6千2百万円、中学校建設費国庫支出金2億8百万円等を含め、10億4千6百万円を見込みました。

次に、繰入金については、2億8千6百万円を計上し、町債については、臨時財政対策債1億1千9百万円を含め、4億4千2百万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険、介護保険等4つの特別会計、病院事業会計・水道事業等4つの企業会計の当初予算につきましては、その目的に基づいて、予算を計上いたしました。

最後に、本定例会に提案いたしました財産の取得を始め、財産の交換、工事請負契約、条例の制定、条例の一部を改正する条例の制定等の議案につきましては、別添議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議のうえ、全議案議決・同意賜りますようお願い申し上げます、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第5号から議案第37号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第5号、「財産の取得について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号、「財産の交換について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号、「町営プール等改修工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号、「三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号、「三春町公有施設整備基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号、「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「三春町介護保険条例及び障害者自立支援法に定める三春町市町村審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号、「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「三春町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「福島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「平成22年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「平成22年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成23年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成23年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成23年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号、「平成23年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号、「平成23年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号、「平成23年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号、「平成23年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号、「平成23年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第37号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長、副委員長の互選の報告 ……………

○議長 日程第10、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果について。

三春町町立学校再編等調査特別委員会より、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長に佐藤一八君、副委員長に陰山丈夫君がそれぞれ選任された旨、報告がありましたので報告をいたします。

……………・ ・ 報告事項について ・ ・……………

○議長 日程第11、報告事項について。「報告第1号 専決処分の報告について」。
町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承を願います。

……………・ ・ 散会宣言 ・ ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました

(散会 午前10時30分)

平成23年3月4日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
会計管理者兼 会計室長	吉田 功	企業局長	橋本 良孝

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	橋本 弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年3月4日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴者の皆さん方も大変お寒いなかご苦勞様でございます。それでは、ただ今より本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。通告による質問を順次許します。

1番 万年智君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番（万年智君） 私は先に通告しておきました3点について質問をいたします。

1、2の質問につきましては、私の所属している文教厚生常任委員会で幾度となく担当課長と議論を重ねて参りました。私が言わんとするところは理解していただいたと思っておりますが、実行となるとなかなか実現しないのが現実であります。三春町の財政事情がその背景にあることは重々承知しております。しかし、町民目線に立って実行していただきたいとの強い願いの基、質問をいたします。

まず、特別養護老人ホーム待機者解消についてお伺いをいたします。人は必ず老いを迎え、やがて体が不自由になります。そんな時、途方に暮れない人がどれだけいるのでしょうか。多くの人が途方に暮れることだと思っております。そんな時、まず病院に一時入院して治療やリハビリを受け、もし回復しなかったら特別養護老人ホームに入所できたらどれだけ安心できることかと。また、そういう態勢になっているだけでどれだけ安心感を持って日々の生活が送れるのかと思います。しかし、現実が高齢者を取り巻く様々な社会問題が日々発生しております。しかし、その一方でそのような理想を実現している自治体もあります。数年前、議会で秋田県上小阿仁村を視察研修して参りました。つまりは住民がその気になれば、できると実感して参りました。三春町の資料によれば、平成21年では要介護4、5の方は183人でその内、特別養護老人ホームに入所している方は99人で待機者は56人となっております。入所者99人の内、町内は19人で残りは町外県外施設となっております。これに対し、この秋三春町では町民だけが利用できる定員29人の小規模な特別養護老人ホームが熊耳地区に開設が予定されておりますので、待機者の約半数は入所できると思われれます。また、待機期間も相当短縮されるものと思っております。しかし、私は次の理由で更に特別養護老人ホームの整備を進めるべきだと考えております。

その1つとして、平成24年度に全国の定員の総量規制が撤廃されることにより、今後、全国各地に特別養護老人ホームができて、その結果、町内に入れる施設がなければ町外の施設へと自然に移って行くし、そして、その方の費用は今の制度では三春町が負担することになっているため、町内に施設がないと町にとっては不利益な点が多くなります。

2つとして、一般的に介護保険の支出の7、8割は人件費と言われ、三春町の場合約9億円以上になり、その多くが町内の施設の運営費になれば、若い人たちの働く場所の確保にもなり、その他の経済効果も期待され企業誘致と同じ効果があると思われれます。

以上の理由で私は特別養護老人ホームの整備を更に進めるべきと考えますが、町としてはどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 特別養護老人ホーム待機者解消についてですが、平成22年12月現在、町内の要介護4及び5の方は220人で、うち108名の方が施設に入所されていらっしゃると思います。残る112人のうち入所を希望する待機者は、推定で36人と考えております。

また、施設に入られている108人のうち町内には37名、残る71人の方は町外又は県外の施設に入所しております。

第4次介護保険事業計画最終年度に当たる平成23年度には、敬老園跡地に地域密着型小規模特別養護老人ホームが開設予定のため、計算上、待機者数は7人程度までに減少する見通しです。

しかし、今後は、施設整備の総量規制が緩和されるため、各地で施設の増加が見込まれます。町内又は町外の施設であっても介護保険からの給付費用は同じでございますが、本人や親族の希望、あるいは、施設が町内に立地することによる経済波及効果を考えれば、町内に施設が立地することは、是非とも必要と考えておりますので、今後、需要調査等を行いまして介護保険料とのバランスを考慮しながら、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に反映させて参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

萬年智君！

○1番（萬年智君） 大変前向きな答弁で、予想外の答弁だったということで大変喜んでおります。いま町外に居られる71名の方々は、結局は町外で一生過ごされるということになりますので、新たに出てくる方々、その方々に対して是非とも早くつくっていただきたいと、その様に思っております。そして、働き手、若い人たちの働く場所が町内に確保されれば人口減少の歯止めにもなるかと思っておりますので是非ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長 答弁は要りませんね。

○議長 第2の質問を許します。

○1番（萬年智君） 次に国民健康保険税の軽減についてお伺いをいたします。三春町の全世帯の約半数が加入している国民健康保険制度は、元々国民が安心して暮らすために出来た制度でお互い大切にすべき制度であります。今日では加入者の負担である国保税の負担が重く町民の生活を圧迫しているところがあります。私は次の点からも国保税軽減のために、一般会計から財源、つまりお金を国保会計に繰入れて国保税の負担を軽減すべきと考えております。三春町の国保税が増える原因として、1、年々医療費が増加傾向にあること。2、国保税の滞納が増加していること。3、資産課税分を減らし所得課税分を増やす按分率の変更を行ったこと等々でその結果として、モデルとして例示された給与年4百万円、夫婦と子供2人の家庭では国保税が約39万円となります。しかし、この家庭は夫が40歳以下の36歳でこの場合には、介護分が含まれておりませんので、この夫が40歳以上の場合には更に介護分として10万円を限度に加算されます。また、国保税の外に住民税約9万6千円、所得税約3万5千円となり大変な負担となります。一つひとつの理由を考えてみても止むを得ないことばかりで、滞納者の増加にいたっては今の社会の情勢を反映して、今後、益々増加するものと思われま。しかし、滞納が発生しますと当初予定していた収入が不足して、医療機関への支払いが困難になることが予想されますので、予め当初の必要額に予想される滞納額を上乗せして必要額を決めている訳であります。その結果として、国保税の総額が増え負担が増えることとなります。更に国保制度には所得の多い人には上限、最高限度額を設けて限度以上を負担させない制度があります。所得の少ない人には軽減措置があって共に救済されております。これらの結果、どちらも適用にならない中間層といわれる人々に負担が集中しております。また、資産課税から所得課税重視に按分率を変更したことでより一層の重税になっております。これら中間層の人々の国保税を軽減するために一般会計より財源、お金を繰入れるべきと思いますが、現状をどう見ているのか。また、それに対する考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第2の質問にお答えいたします。

国保会計には、法定繰入分として、事務費等を一般会計から繰り入れておりますが、保険税負担軽減のための繰り入れ、いわゆる法定外繰入を実施する考えは、現在のところ持っておりません。

国全体では、国保会計の43%、金額で3兆7千億円を国が負担しております。これは、国が企業等の健保組合へ支出した額の約3倍にあたります。このため、法定外繰入の実施については、企業や会社員といった国保と直接関係のない方々から、理解を得ることは難しいと考えております。

また、国の方針でも、新たな高齢者医療制度づくりに関連して、市町村国保を県単位に再編することを目指しており、保険税の基準を統一する方向で進んでおります。

なかでも、法定外繰入は、市町村の格差を生みやすく再編の妨げになると考えており、今後は、繰り入れの解消を図るとともに、市町村が独自に、低所得者など特定層の保険税軽減を図る場合にも、一般財源ではなく保険税を財源にして一般財源からの流用に歯止めをかけようとしております。

県も、市町村国民健康保険広域化等支援方針を昨年12月に策定し、今後、制度改正や動向を見据えながら継続して検討することとしています。

町としては、国県の動向を注視しつつも、引き続き医療費低減のための普及啓発活動、健康づくりのための健診受診率向上を目指して、効果的な事業を展開して参りたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

萬年智君！

○1番（萬年智君） 去年の事務報告を見ていただきたいんですけども、三春町の国保加入者約2,700世帯。そして、その方たちの総所得約27億円なんです。それを割ると1世帯当たり約100万円ちょっとになるわけです。その27億円の総所得の内、国保税に約4億円、国保税として徴収しているわけでありますので、約収入の15%を国保税として納入している。やはり、三春町の世帯の収入、これは決して高いものではない。そういうことを考えていくと国保税というものは、いかに町民にとって負担になっているかというのが分かっていたらいいんじゃないかと、その様に思っております。それともう一つ、いまお話がありましたけれども、「社会保険とかそういうところに入っている方になかなか理解が得られない。」こう言う話は文教厚生常任委員会の審査の中で絶えず保健福祉課の担当の課長は言っていたのでありますけれども、元々社会保険に入っていた人が病気とか失業とかで社会保険を離脱して国保に入る。そうすると今度収入が少なくなった時に、あるいは病気がちになった時に国保に入って医療費を多く使う。そういう訳になっておりますので、やはり社会保険に入っている人、あるいは所得が基準以上にかなり有る人、そういう人の分を徴収しているのは一般会計だと思うのです。住民税とかそういうので徴収しておりますので、だから、一般会計の中から国保会計に繰り入れてもそういう人達にも理解していただけるのではないかと、その様に思っている訳でありますけれども、やはり三春町の世帯の所得水準を考えた時に、繰り入れて国保税の軽減に努めるべきだとそのように思いますけれども、それらについてはどう考えているのか。三春の世帯の所得の水準についてどう考えているのかお答えを願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 今ご質問にございました総所得における割合、確かに三春町の場合計算する

と15%位、国全体でも10%超というふうな1割から1割五分の間なのかなというふうには考えております。大変な重圧感というのは当然あるかと思えます。ただ、先程町長答弁にもございましたとおり、全体としての流れ、今回の様な医療費がなぜ増えていくかという事は、超高齢化がかなりのスピード進んできているということがまず基本にあると思えます。その解消のために、いま後期高齢者制度をもう1回見直して国保と社保の方に戻して行こうというふうな流れになっております。それで、町にとってそれはどういうふうなメリットがあるかと言いますと、まず事の詰まりは財源問題という事であるんですが、その前段として会計規模を大きくすると、これを見直せば広域化していく、しかも県単位に広域化していくというのは三春町にとっても有利だと考えております。これについては、かなりスケジュール的に乗っておるとの情報厚生省のホームページ、あるいは新聞等で報道されております。まず、平成25年度には後期高齢者の今までの保険制度をいったん市町村国保の方に戻すというのが平成25年で、遅くとも平成30年度までには県単位にまとめて行こうではないかというふうにルール化がかなり見えて来ております。その中で国は法律、場合によっては法律の中に盛り込んで、先程言いましたそれぞれの既存の国保の保険者の水準を揃えて行きたい。それで、いま話題となっている法定外繰り入れについても解消の方向で進めて行くと、そういった方向が見えて来ております。判断には非常に厳しいところではあるんですが、少なくとも町民の皆様のご協力でなんとか国保会計は法定外繰り入れをしないで済んでいる。いわゆる破綻に転落しないで済んでいるということをお願いしていきたいというふうに、まず基本的に考えております。それで町にとって一番有利な方向、つまり広域化に進めて順調に円滑に進めて行くというのが三春町にとってもっとも有利な事というふうに考えておりますので、今後国の情勢、あるいは経済情勢が激変して大変な状態になるということになれば、今ご質問にありました方法も一つの方法ではあると思うのですが、今現在、破綻はしていない。あと広域化の道筋の中で法定外繰り入れは解消という方向がはっきり見えている中で、先程言いました軽減のための法定外繰り入れというのはやはり慎重に考えざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○1番(萬年智君) 9月の町長選挙に対する対応について鈴木義孝町長にお伺いをいたします。鈴木町長は平成15年9月町長就任以来、町の財政再建に取組み多くの行財政改革を進め、その成果を上げております。このことは鈴木町長の強いリーダーシップの基、町民、職員、議会の広範な支持と協力とが相まって達成できたと思っております。医療福祉の充実に努め、町立三春病院や敬老園の建設を始め財政的負担は増えますが、グループホーム3施設、リハビリテーションケアセンター1施設の民間施設を認可し、入所を待つ町民の期待に応えました。今秋には熊耳地区に三春町民しか利用できない特別養護老人ホームが開設する予定になっていて、待機者にとってこの上のない朗報となっております。これら介護福祉施設は高齢者の為だけではなくて多くの若い人々の働く場ともなっております。更に少子化が進んでいるため、中学校の再編に取組み平成25年4月の新三春中学校の開校に向けて努力をしている最中であります。また、県事業ではありますが桜川の改修工事が現在進行中で、これも鈴木町長の強い熱意が県を動かしたもので高く評価をしております。これら以外にも滝桜の観光対策、第三セクターの2公社の経営を黒字化する等、その実績は高く評価されております。この7年半、町長として鈴木町長が果たした役割は大変重要であります。特に財政再建は重要でありまして自主自立の町も財政が不健全では何事も絵に描いた餅であります。今は財政再建途上であります。その他

行政課題の実現とのバランスが大切であり、引続き町長の強いリーダーシップが必要不可欠であります。このような状況下ではありますが、9月の町長選挙にどう臨まれるかお考えをお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 お答えをいたします。

厳しい財政状況の中で、財政の健全化を進めながら大きな事業に取り組むことができたのは、町民の理解と協力、町職員の努力、それに議会の建設的な議論をして頂いた結果であると思っております。

現在、新三春中学校建設、桜川河川改修、国道288号バイパス、須賀川三春線等の県道改良、歩道整備等、重点事業が集中しております。

これらの事業で家屋がかり、移転を余儀なくされる方々の移転代替地確保や生活再建問題は、町の責務であり、最重要課題として取り組まなければならないと考えております。

質問の9月の町長選挙にどう臨まれるのかということですが、1月2月いっぱいまで全後援会支部での町政報告会が終了いたしましたので、後援会の意向を踏まえながら、町民皆様のご理解とご支援を頂けるのであれば、前向きに考えたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

萬年智君！

○1番（萬年智君） 三春町は今大変重要な時期を迎えております。そういう点で今までの町政の流れを是非とも、今後も引き続けていただきたいとそのように希望しております。そういう点で町長には大変ご苦勞になるかと思いますが、引続きやっていただきたいことを表明して一般質問を終わりたいと思います。

○議長 14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。

住宅用火災警報器について伺って参りたいと思います。三春町では全消防団員を中心として地域の区長会と連携し、各種会合やイベント会場等でのPR活動、そして消防団の広報誌等で住宅用火災警報器の重要性をうたった周知の徹底、促進活動を私は高く評価するものであります。本年6月までに住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されることになっております。義務化される背景には、住宅火災による死者数の動向が大きく関わっております。全国で2003年度以降毎年1,000人を超しており、建物火災による死者数の約9割を占めております。また、住宅火災による死者数の6割は65歳以上の高齢者であり、死亡原因の6割が逃げ遅れによるものであります。

しかし、住宅用火災警報器を設置すれば火災が大きくなる前、2、3分で警報等で知らせてくれ、消化や安全な避難が可能となります。今の春先の時節を歌った言葉があります。三寒四温の不順な天候が続く春先は統計的に火災の死亡事故が多い時節でもあります。一昨日より春の全国火災予防運動が始まり、消防庁の標語であります「消したかなあなたを守る合言葉」のとおり防火を促す言葉掛けは何度行っても多すぎることはないとも思うわけであり、その上で町民の生命、財産を守る一環として住宅用火災警報器の設置は重要な課題であります。住宅用火災警報器の全国普及率は昨年12月時点の推計で63.6%、福島県平均で54.1%

と言われております。町内各地の促進活動の成果と申しますか、進捗状況と普及率について伺いたいと思います。

2点目でありますが、65歳以上の高齢者のみの非課税世帯約500世帯弱と言われておりますが、その非課税世帯に警報器を買った場合に3,000円の補助金をやるということになっております。補助金の申請状況等について伺いたいと思います。

最後になりますが、住宅用火災警報器設置期限が100日を割りました。更なる普及促進の取組みが重要であると思っておりますので、その対応策について伺いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 14番議員の質問にお答えします。

まず、町内各地域の設置率の推計であります。三春地区50%、沢石地区95%、要田地区65%、御木沢地区75%、岩江地区50%、中妻地区70%、中郷地区70%であり、町全体の設置率はおおむね60%と推定しております。

次に、平成20年度より開始しました住宅用火災警報器購入助成についてであります。助成費申請件数は、平成23年3月1日現在で72件となっており、申請者すべてに助成交付を行っております。今後も対象となる方への周知を行って参りたいと考えております。

次に住宅用火災警報器の設置促進につきましては、引き続き消防団や自主防災会を中心に、郡山地方広域消防組合、町内の住宅用火災警報器取扱店の方々にも協力をお願いし、各戸訪問等、更なる普及活動を行いたいと考えております。また、対象戸数の多い地区につきましては、その他に各種団体等の協力を得ながら取り組んで参りたいと考えております。

町としましては、広報や防災無線を活用した広報活動を行い、また、必要なチラシ等を作成して、消防団や自主防災会組織の活動を支援して参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 2点目の非課税世帯、町では500弱の世帯があると言われておりますが、この世帯の申請件数が今答弁にありましたように72件ということで、申請を忘れていたのかな、またどうなのかなと、その辺の特に対応等についても伺っておきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 この制度につきましては、ご承知のとおり広報誌それから色々なチラシ等で周知、それから消防団が各戸を訪問する際もこういう制度がある旨の徹底はしておりますけれども、ただですね、65歳以上の高齢者というのは皆さんすぐ言えるんですけども、非課税世帯というところで若干ですね、難しい面があるのかなという感じは持っております。ただ今後でもですね、この制度を活用して、できるだけ多くの人に制度を活用していただきたいので、推進に努めて参りたいと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

少子高齢化問題については、国家的重要課題であってその取り組みは、まず国がなすべきことだと思いますが、現状はそれぞれの自治体で各種の対策が行われているわけであり、三春町としても様々な取り組みを行ってきています。そこで、少子化対策と高齢化対策について質問いたします。

少子化対策についてお尋ねいたします。

第1にここ10年間の出生人数と世帯ごとの子供の数の推移をお聞かせ願います。

第2に今までの各種対策の成果と今後の見通し、更には今後の課題があればお聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 質問にお答えいたします。

住民基本台帳によります、平成12年度から平成21年度までの出生人数は、平成12年度が153人で、それ以降、平成15年度の158名をピークとして年々減少し、平成19年度の105人が最低で、その後、平成20年度が139人、平成21年度は115人というふうになっております。なお、平成12年度から平成21年度までの10年間では、男699人、女664人、合計1,363人で年平均にしますと136人の出生数というふうになっております。

次に、世帯ごとの子供の数の推移ですが、住民基本台帳による平成12年度から平成21年度の10年間を、平成12年度を基準として、平成16年度、平成21年度で分析しますと、18歳以下の子どもが1人いる世帯は、平成12年度の761世帯から、平成16年度には787世帯と微増し、平成21年度には717世帯と減少しております。

次に子ども2人の家庭は、平成12年度の891世帯が、平成16年度は759世帯に、平成21年度には677世帯に減少しております。

子ども3人の家庭につきましては、平成12年度の415世帯が、平成16年度は340世帯に、平成21年度には293世帯に減少しております。

また、4人以上の子どもを持つ家庭につきましては、平成12年度の59世帯、子どもの数が249人が、平成16年度は42世帯173人に、平成21年度には26世帯113人と激減し、少子化が進んでいることがうかがえます。

2点目の今後の各種対策ということですが、町では、平成20年度より独自の子育て支援として、妊婦健康診査助成事業、すくすく赤ちゃん応援事業、育児サークル運営補助金、多子世帯養育支援事業等、11事業を展開して参りました。

その中でも、乳幼児健康診査事業は、5歳児健診の実施により、保健部門と教育部門で子どもの情報を共有し、就学を見据えた健診となっております。

また、子どものインフルエンザ予防接種助成事業や子宮頸がんワクチン接種事業は、町単独で始めた事業ですが、現在は、国の補助事業にもなっております。

町では、さらに医療費助成を中学生まで対象を拡大し、予防接種事業では、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンなどの接種の助成を拡充しております。

町の子育て支援対策を効率的に推進することが、今後の町の少子化対策につながるものであり、そのため、引き続き有効な手段、組織機構のあり方等を検討して参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今の答弁でいずれにしろ年々減少している。だからこそ少子化対策とこういうことだろうと思うんですけども、かなり町としてもですね、事業を推進して来ているわけですけども、中々歯止めが掛かってこない。増えてこない。こういう状況だろうと思うんです。これが単に三春だけではなくて全国的な問題になっていることも当然、したがって、私は国家的な問題だろうと前段で述べましたけれども、今後ですね、今の事業をいろんな意味で検討されるということだろうと思うんですけども、本来ならばこういう事業をやればこれ位増えるであろうと、こういう事業をやればということで目標が設定をされ、事業が展開をされ、そしてその結果、この事業で何名増えましたよと、この事業をやったならば更に何名だよというのが一般的でありますけれども、こと少子化対策については、そういう中身ではない。結果的にどうなのかということよりも、今やっぴりなすべきことは、先程の答弁にもちょっとあったと思うんですけども、子育て支援をどうして行くのか。そういう中で子どもを生んでくれ、増やしてくれと言うよりも、今一人でも二人でも子どもを生んでいる家庭を維持していくとか、世帯を維持していく。一人でも産んでもらう。こういうところが当面の課題ではないかと思うんです。そういう意味では、前にも一般質問でお話をしておりますけれども、第3子に力を入れるという町の施策でありますけれども、その辺はやっぴり第3子にこだわらずにですね、第1子から平等に第2子、第3子ということでやっぴり見直しと言いますか、そういう検討も必要ではないかと思っておりますので、その辺を含めて今後の課題として取組まれるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 今、再質問にありましたように確かにこういった子育て支援、これが少子化につながって欲しいということで様々な事業に取り組んでおるわけですが、それが即、費用対効果に結び付くということに中々いっていないというのが現状ではあります。今、おっしゃったようにこれからの事業展開にあたりまして、今例えば子育ての部分で幼稚園、保育所の無料化、それから幼稚園、保育所に通っていない子育て支援助成の対象となる第3子以降のお子さんについても3年目を向えております。様々な評価検討を加えながら、更に子育て支援対策の充実というものを今後検討して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 何となく気持ちとしては受け止めたんですけども、確認というか、確認もしたくないんですけども、今の執られている施策をある意味では、評価をどこで評価をするのかというのは難しいと思っておりますけれども、見直しを含めて、やっぴり検討をされるのかどうなのかだけ、そういう施策も全て見直しということではなくて、中には見直しをして行く施策もあるのかお尋ねをします。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 見直しもということですが、今3子の話が主のようでございますが第3子の話が。例えばですね、保育所、幼稚園の無料化の該当されている3子以降の保育所無料のお子さんが60名、それから子育て支援助成事業の該当者になっているお子さんが100名ほどございます。ですから、これも十分そういった意味での機能は果たしているというふうに考えておりますが、十分これからの対策についても評価検討を行うということで見直しをするということに

こだわることなく、様々な角度から検討をして行くということを申し上げて答弁とさせていただきます。以上です。

○議長 第2の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 高齢化対策についてお尋ねいたします。

第1に高齢化の対策は少子化対策と若い人の定住化だと思いますがいかがですか。

第2に高校までは町にいますが、就職、大学進学と町から出て行く、ここ10年間、高卒大卒者で町から転出した人数についてお聞かせ願います。

第3に若い人の定住対策はどのようになっているのか。

第4に今後の対策についてお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目ですが、ご質問のとおり、高齢化の対策は、少子化対策と若い人の定住化であるとも考えております。

2点目ですが、町では、高卒、大卒者を対象とする転出した人数のデータはありませんが、参考として、平成12年から平成21年まで、それぞれ高校、短大、4年制大学卒業時の年齢である18歳、20歳、22歳の卒業時期に当たる3月1日から4月30日までの転出者数を住民基本台帳から抽出したところ、10年間で、18歳では281人、20歳、22歳では、それぞれ127人、163人で、10年間の合計で571人となっておりますので、この人数の中に、卒業にともなう転出も含まれているというふうに考えております。

また、18歳、20歳、22歳の10年間の転入者数は157名となっております。

3点目ですが、定住対策として、働く場の確保、住む所、子育てなどの生活環境の整備があげられると考えられますので、町では既存宅地分譲地に借地方式の導入、今回、購入予定の定住促進住宅等を活用し、利便性の向上に努めて参ります。

さらに、4点目の今後の対策ですが、今お答えいたしましたのに加えて、企業誘致を促進し、若い人の就労の場の確保に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 高齢化対策も非常に難しい問題と言いますか。ようやく仕事が出来るといこういう年代になるとほとんど町から若い人が出て行く。どこの町もそうなのだろうと思うんですけども、そのまま少ない人数でも若い人が残ってもらえれば、若干高齢化に歯止めが掛かると。若い人が少ないからより以上に高齢化率が上がると。こういう繰り返しだろうと思うので、せつかく子どもを三春町で産んで育てて、これからだという時に都会に取られてしまう。非常にどうしたらいいのかと、こういうふうに気持ちとしてなるわけでありましてけれども、今までいろんな施策の中でやはり考えられるのは、企業誘致というか働く場を持ってくる。ただ、働く場を三春に持って来るか、近辺に持って来るか、そういう問題なのかなと思って、三春町から通えるは範囲であれば定住をするのか。そういう意味では若い人がどうしたら定住をするのかということも含めて考えて行かなければならないのかなと。また、いろんな意味で我々は三春町というのは魅力のある町だと、そういう意味では住んでみて「こんな良い町はない」と思える。ただ、問題は住んでみてということころだと思うのですね。子どものうちはやっぱり当たり前だと思っていますので、他が良いと見えるのは当然なのかもしれませんが、

そういうところを含めて町に引き付ける対策というか、秘訣というか。そういうものが今までと違う方向から、やっぱり検討すべき点があるのではないかと思うのですけれども、その辺どうなのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 再質問にお答えいたします。住んでもらうということが一番良いことなんですけれども、いきなり「三春に住んでください。」と言ってもですね、なかなか知っていただけない面がありますので、やはり一番最初は「三春に来てください。」ということが必要なというふうに考えております。それで、来ていただいた人にまず三春を知ってもらう。そういう意味で、例えば滝桜時期にいっぱい来てくださいますから、そういう人に三春をもっとPRするとか。それから、交流事業をいま目黒区ともやっておりますけれども、そういう交流事業をやりながら、三春の良さを知っていただいて、住んでもらうとそういうことを進めて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) 議長の許可により先に通告いたしました3点の質問についてお願いいたします。

我が三春町はですね、観光とは切っても切れないということはもう周知のとおりですけれども、これに関してですね、毎回質問しておりますので、一般質問としてこれで連続5回目になります。ちょっと気も引ける点もありますけれども前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

今年も1ヶ月もするとですね、滝桜が開花してそれと共にいわゆる三春の観光が始まるといった感じもございます。観桜料の収入もですね、今年度の予算書を見ますと昨年より600万上回った6,300万円が計上されておりました。昨年の実績が約7,000万弱でしたので、数字的には手堅いかなというふうに考えます。1ヶ月近くに渡るですね、この滝桜の対応期間というのはですね、町職員をはじめ観光協会の方々、それに携わるですね各種団体の方々ですね、大変なご苦勞をなさっているということを考えますと多くの方々ですね、感謝したいと思っております。

まず始めにですね、滝桜観光につきましては昨年の議会でもですね、昨シーズンの反省点や今後の対応について伺っておりますけれども、暮れの議会の答弁の中で「1月頃には観光まちづくり連絡会等を開催して関係者の意見を聞きながら今シーズンの対応を決定する。」という答弁をいただいております。先ほども言ったとおり、1ヶ月もするとですね、滝桜のシーズンとなりますので今年に入ってからのどのような協議がなされたのか。今までにはですね、行っていなかったけれども今年のシーズンからどういう新しい取組みについて決まっているのか、具体的にお伺いいたします。

2番目は、これは通年型観光なんですけれども、この件についてもですね過去に多くの議員からですね、一般質問が出されております。残念ながらですね、この計画の取組みや具体像が見えていないなという感がございます。先の12月議会の答弁のですね、「観光まちづくり連絡会での意見を聞いてじっくりと腰を据えて長い取組みを大切に。」という答弁がございま

たけれども、あまりこれも長すぎてもですね、お相撲じゃないんでお相撲だったら水入りになってしまいますので、今年に入ってから通年型観光に関しての連絡会でどの様な協議がなされたのかお伺いいたします。一方ですね、17年の9月議会の答弁でもですね、観光振興や通年観光に関してですね、「勉強会を立上げ町も参画して幅広い論議をし、意見集約を図ってアクションプログラムをまとめる。」という方針が打ち出されていますけれども、しかし、5年経った今でもですね、この具体的なプログラムというのがないのが現実かなと思っております。私の手元にですね、お隣の田村市が作りました田村市観光基本計画書。検討したのは平成17年までだと、発行が18年3月になっておりますので、いわゆる我が三春町の第6次長期計画と年度を同じにしてですね、これは田村市の観光の長期計画版だなと考えて目を通しました。これほどですね、100ページに渡る内容なのでこれほど立派なものですね、必要はないかなと思いますけれども、こういうアクションプログラムを作るという約束をされるのであればですね、やはりそれを早く作って実行に移して、少しでも町を活性化させるのが大切かなと思っておりますので、いわゆる従来の組織に捉われずにですね、町、観光協会、商工会、JA、観光ボランティアあるいは議会、それら更にですね、一般町民。そしてそこにですね、外部の専門家等を加えてですね、新しいプロジェクトチームを立ち上げて、前進させなければならないのかなと思っております。平成17年に約束したですね、このアクションプログラムを「じっくりと腰を」と言わないでですね、早急に実行に移すべきと考えますので、これに関しての町の取組み方針についてお伺いいたします。

それから3番目はですね、これもちょうど1年前の3月議会でもですね、ちょっと提言しておりますが、町の観光情報や宅地分譲や空家情報等をですね、観光料チケットと一緒にですね、パンフレットと一緒に渡していれば、いろんな効果が期待できるのではないのでしょうかと提言しております。先ほどの4番議員の質問に対して、そのような取組みがなされるということもありましたけれどもですね、一方、インターネット、インターネットとよく言われますけれどもですね、観光に関して観光協会のホームページを開いてもですね、一番大切な「三春の見どころ」というのは何も出てこないんですね、これは今年の3月もちょっとそんなお話ししましたけれども、1年間何も改善されていないということに関してはですね、観光立町を目指すですね、三春町のホームページとしてはですね、やはりちょっと恥ずかしいという気がいたします。このような状況を見てですね、観光協会と窓口となっているですね、町としてどのように考えるのか。その改善策も合わせてお伺いいたします。

4番目もですね、これらの質問も今まで再三ちょっとしているんで、先ほども言いましたがちょっと気も引ける感もありますけれども、今回もう一回質させていたいただきたいと思います。それはですね、本格的な観光用PRのDVDの作成でございます。四半世紀ほど前に撮影した町の歴史や文化、即ち町のPR用DVDがですね、数年前までは歴史民俗資料館で売られておりました。この場でも何回もお見せしているので「またか」と言われるかもしれませんが、これが1,000円で発売されていたんですけども、この内容が現在とは、もうそぐわなくなってきた。それから画面が非常に粗くてですね、大型テレビではあまりにも画質が悪すぎてということの理由かと思えますけれども、現在は販売されておられません。この様なDVDはですね、近隣の自治体でも積極的に造っているんですね。今年の暮れの12月12日の民報記事にはですね、二本松市ではこういうDVDを日本語版の他に英語版、中国語版、韓国語版を造ったという事が記事に載っておりました。観光協会に確認しましたら、「三春町の産業課に

も1枚送ってございます。」という回答を得ておりますので、あるいは見たかと思えますけれども、昨年の暮れの議会ではですね、「以前に造ったDVDを参考にしながら検討したい。」という答弁をいただきましたので、その後の検討結果、現在の進捗状況についてもお伺いいたします。あと、滝桜観光大使というのがですね、平成18年にお二人にお願いをして、先月また新しい観光大使が任命されました。観光大使の町外での活動というのは、町が発信するこういうメディア、町からの情報とはまた違ったですね、効果が期待できるから、町がその大使を任命したと考えますけれども、委嘱した大使からですね、時には三春の観光、あるいは三春に対してですね、ご意見や提言を聞く機会も大切ではないかと私は考えるんですけれども、観光大使の活動はですね、観光協会と十分に検討を重ねながら進めるという方針をいただいておりますけれども、これらについてですね、どのように考えているのか前向きな答弁をお願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 三春町の観光のこれからの取組みについてのお質しでございます。

1点目、今年の滝桜観光の対策につきましては、1月26日に観光まちづくり連絡会を開催いたしました。関係者の皆様のご意見を頂き、昨年の反省点などを踏まえた上で、その取組みを決定したところでございます。

新しい取組みとしましては、まずライトアップを4月16日の土曜日から24日の日曜日までの9日間とし、平日も実施をいたします。次に開花前のお客様へのおもてなしといたしまして、滝桜の記念カードのプレゼントを考えているところでございます。

また、原石山駐車場におきまして、滝桜に関しますパネル展を開催し、滝桜の歴史とこれまでの保存の取組みなどにつきまして皆様にご覧をいただきたいと思っております。

更に観桜料の徴収につきましては、自動券売機を導入し、お客様の利便性の向上を図って参りたいと考えております。

観桜期間につきましても、昨年の反省を踏まえまして、開花状況を十分勘案し、柔軟な対応を図っていききたいと考えております。

2点目、12月定例会でも申し上げましたが、町の通年型観光の方針となります「(仮称)三春町観光ビジョン」につきまして、平成23年度に策定を進めて参ります。策定に当たりましては、観光まちづくり連絡会の中に専門委員会等を設けまして、幅広いご意見を募り、また必要に応じまして専門家の皆様のご指導もいただきながら策定を進めて参りたいと考えております。

3点目、観光協会のホームページにつきましては、これまでも適時更新に努めて参ったところですが、まだ十分でないところもあると認識しております。春の滝桜シーズンを前に、当面对応可能なところは早急に、それ以外につきましても出来る限り早い時期に改修を行いまして、利用者の皆様に提供出来るよう、観光協会と十分協議を行って参りたいと考えております。

4点目、観光PRDVDの作成につきましては、平成21年度に作成しましたデモンストラーション用のDVD、これを基に検討を行っているところであります。町の歴史と文化を紹介し、合わせて観光PRに役立つよう、その内容につきまして、現在引き続き検討を進めておるところでございます。滝桜の観光大使の皆様方につきましては、今年のだるま市など、様々な催しにもご参加をいただき活躍を頂いているところでございます。また、1月には3人目の滝桜観光大使といたしまして歌手の瀬口侑希さんが観光協会より委嘱がされたところでござい

ます。

今後、皆様には、例えば春の観光シーズン、こういった時に、歌でご活躍が頂けるような場、そういったものも検討して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 只今ご答弁いただきました、1番目のですね、新しい取組みにつきましては、新しい内容も入って良かったなと思っていますし、また、パネル展等も私が再三ですね、今までご提言させていただきましたので、そういうのが具体化して良かったなと思っています。ちょっと個人的な考えになりますけれどもですね、最近、滝桜にも外人の方がお見えになっていますね。いわゆる西洋系の方というのはちょっと見てもすぐに外人だとわかります。アジア系の方は言葉を聞いて「この方外人なんだ」と。私も正直いって滝桜のシーズンちょこちょこ出かけるのですが、東アジアの方がけっこう来ておりますのでですね、いわゆる観光案内とか道路標識のですね、英語はもとより韓国語、中国語等もやはり考えるべきではないかなと、私は思いますのでそれらの対応をお願いしたいと思っています。あと、これも過去にも言っておりますけれども三春の名物。よく聞かれるんですね、お客様から。これという物はないですけれども、お菓子をはじめ、三角油揚げとか、地元のお味噌とか、そうめん等けっこう色々あると思うんですけども、そういう情報が何かあまり発信されていないなと普段考えておりますので、この新しいシーズンにですね、そういうことも考えていただきたいなと思っています。

それから、2番目の通年型観光ですね、今年ですね「進める」という前向きな答弁をいただきました。私、ちょっと観光とは違いますけれども、桜川の改修事業で2年位前から県中の建設事務所がですね、景観だとかいろんな意見を求めるためのワークショップ方式の検討会を立ち上げた。私も何回か参加しましたけれども、ああいう方式のですね、先ほど観光まちづくり協会と、その中には正直当て職の方も結構いると思うんですよ、むしろそういう方に加えてですね、町から手を上げる人をですね、集めてワークショップ方式でですね、やっただけでいろいろなアイデアが出ると思います。そのアイデアが直ぐに実現できることはないにしてもですね、正直言って担当者が考えてもいなかった様なアイデアがいろいろ出てくるので、いわゆるワークショップ方式のですね、検討をお願いしたいと思います。

あと私、常々思っているんですけども、現在、お城山にアジサイを植える。それから、ダムサイトにもみじを植えて、桜のシーズンが終わったらもみじを見てもらう。秋になったらダムサイトの紅葉を見てもらう。この取組みに関してですね、いわゆる町の方もうんと協力してやっているんですね。ところがやっぱりこの情報が何も発信されていない。ホームページを見ますと町長のご挨拶の中にこの件は書いてあります。町の中には何もないし、さっき言った観光協会のホームページもですね、何もないんですね。この辺もですね、もっともっと情報発信をすればですね、通年型観光、観光振興に役立つのではないかと考えております。

あとは、これもちょっと個人的な意見になってしまいますけれども、私昨年暮れにお城山に紅葉を撮影に行ったんです。そしたら、お城山に来た方がですね、多分遠くから来られた方だと思うんですが、「ここに昔どんなお城があったんですか。」ということを聞かれたんですね。私も残念ながらちょっと的確な答が出来なくて「別名、舞鶴城とっていたんですよ。」位しか答えられなかった。あそこに確かに看板はございます。案内図はございますけど、ここに本丸があった、二の丸があった、三の丸があった。平面図ではございますけれども、例えば歴史民俗資料館にあるようなですね、お城の模型を一番上に置くとか。そうすれば、もっともっとお

城山のイメージが浮かぶのではないかなと、これはちょっと個人的な見解になりますけれども。そういういろんな工夫があるかと思しますのでですね、この通年型観光、情報発信ですね、もっともっとしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、4番目のですね、DVDの作成で今21年度に造ったDVDをお手本にと。実はこのDVD、私、意見したことがございます。このDVDは、やはり静止画が基になっておりますので、あくまでもデモンストレーションなんですね。一般のお客さんには、とても失礼だけど静止画が中心になって、一般のお客さんにはそれこそちょっと「ノー」をもらっちゃうような内容なんですね。是非この過去ですね、20年前のですねDVD、これはすばらしい。これは逆に長すぎるのもっと短くしてですね、造っていただきたいと思っております。それから、観光大使。これ非常にすばらしい制度で、町によってはですね、条例まで作っている町もあります。私ちょっと残念なのは、これもやっぱり情報発信だと思うのですが、観光協会のホームページを見てもですね、こういう方に観光大使をやっている、こいゆう歌があるんですよ。何も出て来ないですね。やはりこういうのは、もっともっと積極的に発信すればですね、「三春にもこんなにすばらしいご当地ソングがあるんだ。」と、今回また新しくできましたので、そういう観光大使をなぜお願いしたのか。その経過、それから大使のプロフィール、それに関するいろんな歌の情報等もっともっと積極的に発信すれば、CDが売れる、大使も有名になる、お互いにメリットが一石二鳥、三鳥のメリットがあるのではないかと思いますけれども。どんどん発信して行ってもらいたいと思います。あと私、三春からもっと北の方になるんですけども、ある観光大使の方と面識があるんですね。その大使とこの間ちょっとお話しする機会がありました。「今どのような活躍をしているのですか。」と聞くとやはり「町からいろいろなお願いもされているけども、たまにはフォローして欲しい。そうするといろいろご提言もできる。そうやって、フォローしてもらおうとやはり初心に帰って頑張れるんだ。」という話もしておりました。具体的な名前を出して恐縮ですけども、弦哲也先生には5年間何もアクションを取っていないのかなと思っておりますので、そこいら辺の活用もですね、是非お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 滝桜のですね、外国人観光客への対策ということでございます。お申出のとおり、観光バス等でお出でになります外国人の方々、増えている状況はそのとおりだと思います。案内板あるいはパンフレット等々、そういったことにつきましても、当然、検討を進めて行かなければならないというふうに考えております。

それから、三春町の名物についての情報発信というようなお話もございました。滝桜現地に置きまして、いろんな売店等もございますので、そういった中でのご案内等も十分に行きたい。または、観光協会の事務所ブースの充実も図りながら、そういった情報提供を進めていければなというふうに考えております。

それから、三春町観光ビジョンの作成につきましてのご提案でございます。ワークショップ方式の検討ということでございます。先ほども申し上げましたが、三春町の観光ビジョンの策定につきましては、観光まちづくり連絡会これを母体に進めて参りたいと考えております。それで、この中に例えば専門員会、そういったものも立ち上げまして、実は滝桜の観桜料の検討をいたした際もですね、観光まちづくり連絡会の会員の皆様の外にも町民の皆様にも広くご参画をいただいた経緯もございます。そういった形でいろいろな専門の方も含めて参画をいただき

ながら進めて参りたいというふうに考えております。

それから、城山公園のアジサイ、更にダム湖周辺のもみじの植栽、情報発信が足りないのではというふうなことでございます。情報発信、大変大切でございます。後段で出てまいりました観光大使の皆様方の情報発信につきましても、ホームページ等の充実を図りながら進めて参りたいというふうに考えております。

また、城山のお城跡というふうなことでございます。歴史民俗資料館の中に模型等もございます。実際に設置が可能かどうかということがございますが、城山整備の中での検討というふうなことでご理解をいただければと思います。

それから、DVDの作成でございます。確かに21年度版につきましては、デモ版でございますので今ほどご指摘いただきました過去に作った物、これを十分に活用させていただきながら良い物を作って参りたいというふうに考えております。観光大使の件につきましても、他の市町村の取組み等を参考にしながら、今後も進めて参りますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 再々質問でございませぬけれども、ともかくこの1年間ですね、前向きに進めていただいて。

○議長 再々質問でなければ止めてください。

○12番（小林鶴夫君） はい。お願いしたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 第2の質問はですね、先ほどもちょっと企業誘致という言葉が出てまいりましたけれども、企業誘致の取組み方法についてお伺いいたします。

自動車部品メーカーのデンソーグループがですね、初めて東北の生産拠点として2008年に設立したデンソー東日本。当初の予定では昨年1月から操業をすると言うことを聞いておりましたけれども、世界的な不況等でですね延びております。それで生産規模も当初よりも相当減れますけれども、工場の完成もまじかになって、この間も私見てまいりました。新聞紙上ではですね、今年の5月、連休明けから操業が開始されるという報道がなされている。こちらの方から既に、こちらと言うのは福島方面ですけれども約90名が採用されております。従業員も5月と8月の2回に分けてですね、愛知県からこちらに戻って来ると言うことも合わせて報道されております。本当に待ちに待った感がありますけれども、大変喜ばしいビックニュースではないかと思っております。ここまで来るにはですね、町の担当の方々もですね、大変ご苦労があったのではないかと思います。それでですね、私もちょっとある方に聞かれ代弁になってしまいますけれども、この田村西部工業団地というのは、三春町側と田村市側にまたがっているわけなんですけれども、田村市側と三春町側でどのような特徴があつて、どのような優位差があるのかということをごすね、分かりやすく教えていただきたいと思つております。

2番目はですね、企業誘致というのは町独自の外にですね、県の企業局、あるいは県知事だとか、場合によっては政治家のトップセールス等ですね、動きも必要かなと考えております。けれども最も重要なのは、やはり地元の熱意ではないかということは明白だと思いますけれども。現在、三春町側に約8ヘクタール弱ですね、24,000坪前後の用地が残されているというふうに聞いておりますけれども。その三春町側にですね、今後企業誘致をするために町はどのような方が責任者になってですね、どのような方法で取組むのか。そういう方針の具体策

がありましたら教えてほしいと思います。

それから3番目ですけれども、今後デンソー東日本がこちらで操業開始しますとしばらくの間はですね、向こうから部品を持って来てという生産方式になると思いますけれども、ゆくゆくは地元の企業がですね、デンソー東日本の仕事を請けたりとか、あるいは関連工場、いろんな協力会社がこれから必要になると思います。そういう企業関連会社をですね、誘致するためにはですね、まず地元にもどのような企業があるのかということですね、知っておく必要があると思います。町内の地元の企業の規模や得意分野等、いわゆるデータベースですね、企業のデータベースが必要かなと思っておりますけれども、現在、町にその様なデータベースが整理されているのか。もし、整理されていないのであればですね、これから整備する必要があると思います。そこいら辺の方針について伺いたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 企業誘致に関します第2の質問にお答えをいたします。

田村西部工業団地は、地域経済の発展と快適でゆとりのある生活の実現を目的に福島県企業局が造成した三春町と田村市にまたがる約64ヘクタールの工業団地で、平成6年の分譲開始から現在までに11社が用地を取得しております。

分譲価格につきましては、三春町、田村市ともに同じ単価でありまして、立地後の条例に基づいたそれぞれの支援制度があるわけですが、両市町ともに同様の内容となっております。

また、インフラの整備状況についても同一ですが、田村市の場合は原子力発電施設等隣接市町村であるため、立地企業についても一定要件を満たせば電気料金補助の交付対象となっております。

なお、デンソー東日本の田村市側への立地理由につきましては、当時、三春町側が約8ヘクタール、田村市側が約29ヘクタールの分譲地があり、希望する大区画の条件に合う田村市側を選定したことによるものであります。

2点目の、三春町側にある未分譲地への企業誘致対策としては、県等の関係機関と連携した取組みを継続するとともに、町独自の情報収集活動についても更に強化をして参りたいと考えております。

これまでも三春町にゆかりのある経営者の方々への企業訪問とともに、大手ゼネコンや金融機関からの情報収集に努めておりますが、今後も、分譲者であり、責任者でもある県との緊密な連携を図りながら、積極的な企業誘致活動に取り組んで参ります。

3点目の町内企業の動向把握につきましては、製造業を主に毎年、事業所概要等の調査を実施しております。

また、商工会と連携し、適時、訪問を実施し、経営状況や業界動向等についての情報収集を行いデータを整備しております。

今後、立地決定企業との取引関係や関連企業誘致に役立つよう、町内企業各社への定期訪問等を実施して、情報交換の機会を持つとともに、それぞれの企業の最新情報の収集とその活用に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 三春と田村市側の優位差、電力料金だということ。そのほか、優位差はないということが理解できました。企業の誘致方法、これは非常に難しい。私も実はメーカーにおった者としてですね、いろんな経験をしておりますので難しいということは理解でき

ますので、町だけではできないということも理解できます。私がちょっと再質問でお願いしたいのはですね、やはり役場の中にはそれぞれの部門でですね、スペシャリストとかオーソリティーの方というのは結構いらっしゃるんですね建築とか。ということでですね、この企業に関してですね、こういうスペシャリストをですね、育てて行っていただけないのか。「どういう方がいらっしゃる、こういう方も既にいるよ。」とおっしゃられるかもしれませんがけれども、是非ともですね、こういう企業に関してですね、スペシャリストを育てて行っていただきたいと思っています。今、副町長の答弁の中にもありましたけれども、その企業としょっちゅう情報をですね、密にしてその為にはですね、町職員がやはり企業にちょいちょい出向いてみる。あるいは、企業からですね、講師を呼んで最新の技術情報を聞くとかということも必要であろうかと思しますので、そこいら辺も合わせてですね、今後の細かな活動についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 役場の責任者ということのご質問かと思いますが、当然、町としましては産業課商工グループがこういった企業誘致に関するスペシャリスト集団として、今までもずっと取組んで来ております。田村西部工業団地に限らず、平沢工業団地、大平工業団地それぞれの工業団地を今までも企業誘致等、町独自の取組みの中でも実施をして来ております。更にですね、先ほども申し上げましたが、三春町に縁のある経営者の方々、かなり熱心に三春町への、今回のデンソーについても、いろいろと裏の方で動いていただいた経緯もございます。そういった部分につきましては、当然、町長のトップセールスの中で、そういった方々と頻繁にお会いをしながら情報の提供をいただいているというのが現状であります。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) それでは最後の質問といたしまして、先ほどの4番議員とだぶるかと思えますけれども、人口減少に対する対策についてお伺いいたします。

2月1日の地元新聞、私は民報を見ているんですけども、本年の1月1日現在のもので、県内の市町村別の人口が報道されておりました。三春町の総人口が18,096名。1年前に比べて233人の減少というふうな数字になっておりました。自治体ごとのですね減少傾向をちょっと私なりに分析して見ますとですね、県内31の町がありますが、我が三春町はですね、減少数で5番目に入ってしまったということに気が付きました。トップが会津美里町の483名、2番目が石川町の360名、3番目が南会津町の280名、4番目が川俣町の257名。そして5番目に三春町の233人となっています。それ以下ですね、猪苗代町、西会津町、浪江町となっているわけですけども、いわゆる駅伝ではないですけども町の部ワースト5位と入賞になってしまっているわけですけども。

初めにですね、先ほどの4番議員とちょっとだぶりますけれども、この数年のですね、人口減少のですね、いわゆる出生と死亡の自然動態、それから転入転出の社会動態、年齢別とか男女別の分析をしてですね、どのような特徴があったのかなということですね、町の考察を加えた上でですね、もう一回お聞かせ願いたいと思います。

2番目はですね大熊町がですね、前年比201名と書いてあったのですね。大熊町というのは人口11,000人ちょっとの町なのです。それで200名も増えている。どうしてなのかなと思った。大熊町のほかにはですね、磐梯町、鏡石町。村ではですね、大玉村の4町村しか

増えたところがないのですが、それぞれ学ぶ面も多いのではないかと思いますので、人口が増えた要因の調査結果について、町として役立ちそうなヒントがありましたらお伺いします。

3番目ですが、人口減少に対する対策は難しいということは承知しておりますけれども、ただ人口減少というのはですね、町の衰退にも直接連動してしまうのではないかと心配しております。難しいからといって何も対策しなければですね、益々加速度的にですね、減少が進むのではないかと考えております。第6次長期計画ですね、概要版というのは5年前に全町に配られているわけなんですけど、このページを開くとですね、まず人口の事が書いてございます。今年10年に渡る第6次計画の23年度は6年目になりますが、この計画ですと平成27年、今から5年先でですね、18,600人に留めるとの方針が打ち出されている訳なんです。けれども、もう5年でですね、18,100人という数字になってしまったので、目標に対して既に500人も下回ってしまったということでですね、長期計画の後半でですね、どのような人口減対策をされるのか具体的な構想がありましたらお伺いします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第3の質問にお答えいたします。

第1点目についてでありますけど、平成20年から22年までの3年間の住民基本台帳による年齢別人口統計表による人口増減を分析いたしますと、各年齢層とも、自然的、社会的要因があり、一概には言えませんが、特徴ある年齢層について申し上げますと、まず、0歳から4歳では655人から616人と37人の減少で比較的減少幅が少ないのですが、少子化の傾向がうかがえます。

また、20歳から24歳の年代が、1,134人から1,053人で81人と減少数が多いのは、大学卒業等による転出も一因となっているものと推測されますし、特に、女子の減少数が56名と多くなっています。

一方、35歳から39歳までは、1,031人から1,050人と19人の増加が見られ、これは、多くが義務教育中の子どもを持つ世代であり、この年齢層が町に多く住んでいると考えられます。

一方、60歳から64歳では、1,141人から1,418人と実に277人の増加であり、また、65歳から69歳も1,080人から1,131人と51人の増加でありますけど、これは定年退職後に三春に転入する人の多いことが推測されます。

70歳から74歳では1,136人から1,019人と117人と減少したのは、自然減もありますが、この年齢層で一人暮らしが難しくなり、施設に入居したり、町を離れた高齢者がでているのかと推測されます。

75歳以上をみると、各年齢層で微増となっており、高齢者の長寿化と町内の老人施設への入居等が進んだものと推測しております。

2点目ですが、ご質問のとおり、大熊町をはじめ、県内の4町村で人口が微増しております。

これらの町村を見てみますと、幹線国道沿線などの交通の便がよく、特に4号国道ですね、更には平坦な土地柄であり、利便な地方都市に隣接していることなどが増加の要因になっているものと思われまます。

町としましても、町のセールスポイントを生かした対策を講じていきたいと考えております。

3点目ですが、町では、県と連携して、定住二地域居住の情報を発信し、PRに努めているところですが、思うような効果が出ていない状況であります。

このような状況を踏まえ、交流をとおして町の良さを知ってもらい、その上で三春町に住ん

でみたいという人々を発掘すべく、目黒区等との交流を積極的に進めているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

4点目の今後の町の対策方針ですが、2点目、3点目でも触れましたが、人口対策の要は、住みやすい生活環境の提供と就労の場の確保であると考えます。

既存宅地分譲地の借地方式の導入や今回購入する定住促進住宅等を活用し定住化を図るとともに、企業誘致等を積極的に進め、人口減少対策に努めていきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 只今の詳細な分析、大変参考になります。それでですね、最後の答弁にも定住してもらうためにですね、現在、町の三つの分譲住宅団地をですね、昨年秋に値を下げました。大幅に下がったなと思っております。けれどもそれらの情報がですね、これもまだ発信されていないですね。あんなに下げたビックニュースなのに書面でどこかにか出たのか、ちょっと私が見落としているのかもしれないけれども、少なくとも町のホームページを見てもですね、従来の価格のままというふうになっていますので、こういう情報もですね、是非早く発信してもらいたいと思っております。具体的に言うと岩本団地ですと1,500万円の土地がですね、約半分近くになる。2,080万円の土地が1,240万円と半分近くになる情報がある。こういうのはどんどん早く発信してもらいたいと思っておりますので、当局の答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

企業局長！

○企業局長 只今の再質問についてのお答えを申し上げます。

今回の価格見直しと合わせまして、町で奨励制度の制定を考えております。そちらの準備を含めて4月1日から進めたいということで、現在、事務を進めているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長 再々質問があれば許しますが、時間が15秒でございます。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 何回も言いますが、とにかくホームページの更新をですね、あらゆる面でよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午後11時59分)

(再開午後 1時00分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) それでは、通告に従いまして2点についてお伺いいたします。

最初にですね、コンビニエンスストアを利用した決済と証明書の発行事務についてお尋ねをいたします。身近な問題としてですね、コンビニエンスストアを利用するのは非常に便利で手軽で住民生活にとっては切り離せないものとなって来ております。その中でですね、住基カー

ドの発行件数ですね、住基カードを利用したことについてお尋ねをしたいと思います。①に住基カードの発行件数ですね、無料発行してから多分3年目、終わると思うのですが、町で発行したこの間の件数について伺いたいと思います。

それから、2番目にですね、住民票の写し、印鑑登録証明書等の取得についてですね。コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書等の取得が全国の自治体で少しずつ広がっております。高齢者や勤労者の人達の利便性の向上策として、この制度の取組みについて伺いたいと思います。

3点目です。軽自動車税以外の税の納付についてであります。現時点ではコンビニ納付の対象は軽自動車税だけですが、その他の税も同時に納付できれば更に利便性が向上し、納期内納税額が増えると考えておりますので、取組みについてお伺いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長！

○住民課長 ご質問にお答えいたします。

まず初めに、住民基本台帳カードについて若干ご説明させていただきます。住基カードは、住民コードを記録した高度なセキュリティ機能を備えたICカードでございます。この住基カードにより、住民登録地以外での住民票の写しの広域交付が受けられたり、付記転出届によりまして転入転出の手続きが簡単にできたり、また、確定申告の際の電子申告を行うことができるような物でございます。更には、本人確認書類の公的身分証明書としても利用可能ということになっております。

お質しの第1点目ですが、住基カードの発行件数についてでございますが、当町では平成15年8月から希望する方に交付しております。平成20年度から本年3月までの3カ年は無料として現在交付しているところでございます。その普及を図ったところです。本年1月末現在の発行件数は、累計で688件であります。現在の人口に対する交付割合は約3.8%となっております。

次に第2点目の住民票の写し、印鑑登録証明書等の取扱いについてでございますが、住民票の交付件数は、平成21年度においては年間8,629件、1日あたり約29件であり、印鑑登録証明書の交付件数は年間6,604件、1日あたり約22件の交付という現状でございます。ご質問にありますコンビニエンスストアを利用した証明書の発行事務でございますが、昨年2月から首都圏で開始されまして、全国に広まってきております。県内では、昨年4月に相馬市で開始ししたのを始めといたしまして、本年1月には須賀川市、2月には会津若松市の3市で開始されております。コンビニエンスストアでの証明書の交付は、現在のところ、住民票と印鑑登録証明書に限られておりますが、将来的には税の証明書や戸籍証明書の交付等も検討がなされているというところでございます。三春町におけるコンビニ交付導入のことにつきましては、住基法の一部改正に伴う社会情勢を見極めるとともに、住民票、それから印鑑登録証明書等以外の各種証明書発行の可能性のこと、それから費用対効果のことなどを判断材料として今後検討してまいりたいと考えております。

第3点目の軽自動車税以外の税のコンビニ納付についてであります。軽自動車税のコンビニ納付は、平成20年度に導入し、3年目を迎えております。今年度のコンビニ納付の状況を申しあげますと、1,684件の利用があり、納付額は9,751,200円でありました。軽自動車税総額に対するコンビニ納付の割合は23.38%となっており、導入を始めた20年度と比較いたしますと、2.9%の減少となっております。導入当初は納期内納付率の上昇が

あり、それに伴い督促件数が減少するという効果が見られましたが、それらについても、年々鈍化しているのが現状でございます。一方、口座振替による町税全体の収納割合を見ますと、平成21年度で36.91%と高い割合を維持しているため、むしろ納め忘れがない口座振替による納付を、引き続き推進することが良いと考えております。以上の現状を踏まえ、軽自税以外の税目への導入につきましては、国や他自治体の動向、更には費用対効果等を分析し検証して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 先にですね、軽自動車税についてちょっとお尋ねします。当初はすごく良かったということであるますが、減少しつつあるということですね。この原因としてどのようなことが考えられるのでしょうか。その点をお尋ねしたいなというふうに思います。

それから2点目ですね。住民票の取得ですね、こういったものがいろんな方面のものにも拡大しつつあるということでもございました。三春町ではどのようにね、取組んで行くのか。前向きな検討をしたいということでありました。実はですね、ある市ですね、コンビニの住民票の写しとか、そういう証明書等についての調査があるのですね。それなんかを見ますと非常に住民の半分以上の人がですね、住民票、戸籍票の写し、印鑑登録証明書の交付の申請等の希望が圧倒的に多いのですね。これは近隣市のあれですけれども、いろんな項目がありまして、税関係の証明書等も28%くらいの要望があるのですね。やっぱり一番、私は証明書の交付ですか。これが住民にとってはなかなか役所まで出向いて取るのが大変なのかなというふうに思っています。身近にね、コンビニエンスがあればそこで取りたいという人が多いのだと思います。三春町で日曜窓口とか、それから水曜日の延長窓口をやっていますね。その利用数を見ますと、多いのが旧町ですね。それから、岩江地区が多いと思いますね。それで多い原因はやはり役場まで来るのが大変だということですね。ようするにウィークデーに来るのが大変なんだということの証だと思うのですよ。ですからそういった方たちのやはり日々のね、利便性向上において、取組みについてはやはり積極的に考えていただきたいというふうに思っております。

それから住基カードの発行件数ですね。これ全部で688件、3.8%ということでありまして、次年度からは手数料とか何かは有料になるのでしょうか。有料になるとすれば、また発行数がね、鈍化してくるのかなというふうな考えが出てくるのですが、引続きですね、これからは電子システムの事務が益々発展してくると思いますのでカードの発行数をですね、増やしていくというような方法で進んでいただきたいというふうに思います。このカードの利用につきましては、自治体病院を持っている自治体では病院の診察券ですか、それから図書カードの利用とか、そういったものまで普及させているところがあると思うのですね。ですからこのカードは使い方によってはいろんな方向にね、使えるわけですので是非検討をいただきたいというふうに思います。お答えをいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

税務課長！

○税務課長 お答えいたします。最初にですね、軽自動車税のコンビニ納付について、年々減少しているのはなぜなのかというふうなご質問でしたが、それについてお答えをさせていただきます。当初はですね、コンビニ納付ということで県内で始めて三春町が導入したこともありまして、やはり物珍しさも手伝ってですね、コンビニ納付ということで皆さん納めていただいたのかなというふうな感じはしております。それから、もう一つはですね、口座振替がやはり

多くなってきていること。口座振替による納税が年々ポイントが高くなっておりまして、平成20年度と21年度を比較しますと全税目全体で4.35%ほど伸びております。そういったことも要因に考えられるというふうに思っております。以上でございます。

○議長 橋本住民課長！

○住民課長 証明書のことでコンビニの交付取扱いということの積極的に進めないかというふうな話でございますが。これにつきましては、いま現在、住基カード自体の環境がですね、現在町から転出する際には返還してもらおうというふうな物になっております。それで行き先でもう一度交付してもらおうというふうなことになっております。平成21年度7月に公布された住基法の一部改正では、その施行年度というのが24年度になります。そこでは、3年以内に他地域での継続使用が可能なカードというふうなことが盛り込まれておりまして、それらが共通に利用できるようになればもっと便利になるのかなど。もう一つは、機能搭載の話なのですが、いま現在、コンビニエンスストアで取れるものは先ほど申しましたとおり、住民票と印鑑登録証明書ということになっております。それらの税の証明とか、そういったものの機能搭載が拡大されまして、もっと利用がしやすい慣用性が高まった中での検討ということで、いま町では考えているところでございます。コンビニエンスストア交付以外にも自動交付機というのがございますが、これは町独自のものになりますので、全国的に利用できるのはコンビニエンスストアの交付に向った方が良いのかなというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、その間、日曜窓口それから水曜日の時間外の延長窓口をやっておりますので、そちらをご利用いただければと思います。利用のことですが、先ほど申し上げましたとおり件数的にはですね、1年間に1人1回来ないくらいでの交付ということになっておりますので、もうしばらく、その本当に利用価値、汎用性が高まった中で検討していきたいなというふうに考えております。それから、いま現在、3月までは無料交付としておりますが、条例にあるとおり来年度ですね、4月からは500円の手数料が掛かるようになります。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) 第2の質問をいたします。

若者ふれあい交流会についてであります。交流会への参加者の募集に必要とする書類等についてと広報についてお尋ねします。それから、本事業の経過年数と実績について伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えします。

1点目ですが、必要書類としましては、参加者の住所、氏名、生年月日、性別、連絡先などのわかるものを提出してまらっております。広報につきましては、町広報に募集の案内を掲載し、また、募集案内のチラシを作成し、町内全戸に配布するとともに、町内外の企業をはじめ、関係機関に配布し、周知に努めているところであります。

また、タウン情報誌やラジオのFM放送などのマスメディアを活用しての広報を行うとともに、町のホームページや県のホームページにも掲載するなどインターネットを利用した広報も行っております。

2点目ですが、ふれあい交流会は、平成20年度から年2回実施し、本年度までに6回実施しております。実績については、6回で、男性71人、女性52人の合計で123人の参加と

なっております。個人のプライバシーの問題もあることなどから、その後の状況確認は難しいところですが、その中から2組のカップルが結婚に至っていると聞いております。

以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 只今、3年で6回ということになりますね。年2回ということでありませけれども、この事業のそもそもの目的はね、いま現在の少子化対策の一環だと思うのですね。やはり若いね、男女が結婚すということを最終目的としてやっているものだと思うのですが、人口減少対策の1つ、それでですね、年に2回の回数についてですけれども、やはり2回くらいでは少ないのではないのかなというふうに思いますね、回数的に言いますと。やはり1年間12ヶ月、年2回だと半年に1回ということ、単純に言えばですね。その間に同じメンバーの人がですね、来るのかどうかというのも問題だと思うのですね。やはり同じメンバーの人が何回か顔を合わせていけばね、その中で自然と付合いが広がっていくというふうに思うのですが、半年に1回くらいだとね、そういったものがお互いのね、ことがが分らないということで交際になかなか踏切れないのではないのかなというふうに思いますね。それからですね、これは他町の例です。先ほども前段の質問でも他町の例ばかり引き出すようですけれども、毎月やっているところもあるのですよね。そういうところだとね、半年のうちに1組決まりましたとかね、交際中9組とかですね、こういうのがいろいろあるのですよ。ここの例ですと22年の6月3日に開所してですね、登録会員が男が145人、女75人で合計220人なのですね。登録には3,000円の入会金というのでしょうか、これが必要だと。それには有効年月が2年間ありますよと。この入会金についてはですね、町の方から全額補助されるので、実質は無料なんだそうですね。それで、当然本人確認、免許証とかですね、保険証、それから印鑑でやっているようですね。それで毎月パーティーをやっているそうです。パーティー費用は本人負担ということでやっているようです。人付合いはですね、1年に1回2回ではなかなか話が進まないと思いますので、その辺の改善についてですね、ひとつ伺いたいなというふうに思います。それから、申込みについてですね、例えば不測の事態が発生するとかね、こういう俗な言葉で言えば結婚相談所みたいな感じになると思うのですね。そして、不測の事態に陥るような可能性も無きにしも非ずと思うのですね、そういった対処について考えているのかね。例えば交際した後、ストーカーのような状態になったとかね、そういうことまで考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 まずですね、第1点目の年2回では少ないのではないのかという質問ですけれども、三春町の場合は商工会の青年部の方を始め実行委員会の方でいろいろ検討して実施していただいております。これを始めたのは、まず出会いの場を設定する。そういうなかなか知れ得ない人と知っていただく。町内の男性の方が、男の方については町内と限っていますから、女性の方については町内外の方に広く参加を求めて、最初は出会いの場を設定するのが主旨であって、その後の交流についてはですね、それについては各々の方々にやってもらうという考え方で、今は実施しております。まずは出会いの場を設定するという主旨でやっております。

それから2点目のですね、そういう方々のその後のいろいろな問題とかですね、そういうや

つにどういうふうにというお質しですけども、先ほど一番最初の答弁で言いましたようにですね、町もそういう個人のプライバシーといいますか個人情報なのであまり追跡調査はしないと。実行委員会はそのような場は設定するけれども、その後の事についてはお互いにお任せするというか、お互いの考え方に委ねているという考え方で対応しております。

以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 出会いの場の提供ですね、出会いの場の提供はあれですか、例えばですね、どんな形でやればもっともね効果があるのかという。ようするに最終目的は交際が出来るような雰囲気づくりをしてあげなければですね、この最終目的は達成できないような気がするのです。1回だけ同じ会場にね、男女を集わせてね、それがね、交流に発展する確立は凄く高いのか低いのかといたら、私はうんと低いと思うのですよね。だったら、やっぱり回数を重ねて同じメンバーでやって行かないと、なかなか本来の目的は達成できないのではないかとこのように思いますね。相当、交際にたけている方でも1回でね、多数の方と会話できる人はそういないと思うのです。ですから私はやっぱりもう少し本来の目的に沿ってね、検討されるべきではないのかなと思うのです。その辺について伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 先ほども言いましたとおり、実行委員会の方がですね、いろいろ検討されて実施していただいております。それからですね、参加者にその都度、簡単なアンケート調査を行っております。「今回のこの実施についてどう思うか」「この次にこのように実施した場合に参加しますか」とかですね、いろいろ参加者の意向等を踏まえて実行委員会で検討されて、今のところは2回なのですけども、当然ですね、このままで良いというものではないと思いますので、それらについては、その都度、実行委員会なり、町もそれに加わって検討はしていきたいと思っておりますけれども、参加者の意向も踏まえて実施はしているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので次の事項についてお伺いいたします。

1番目。重点施策、訪ねてみたくなる地域づくりについて。その1点目です。町民の人達の話し合いの中で次のような質問が出ました。「様々な観光地に旅行に行くけれど、どこの観光地と比較してもトイレと水飲み場が少ない。」「高齢者のためにベンチも点検してもらえないか。」と言うことでした。確かに中心地近くにはさわやかトイレ、まほら等使える場所がありますが、そこから離れ目的地までの間、使える場所があるかと考えると首を傾げたくなる場所もあります。例えば、私たちが観光客の人達に桜の時期の見どころを訪ねられた時、定番の場所のほかにお城坂からお城山に登って北町方面へ降りることを進めることがあります。お城山の周辺、北町へ降りる途中の湊さんの桜を始め亀井の桜、光岩寺の桜等々そのほかにもたくさんありますが、その周辺を散策して北町を下ってくるうちに途中でトイレを使いたくなくてもまほらまで来ないとないということがあります。役場の駐車場を起点として考えますと駅までの間、また、新町の常楽院の桜までの間等、途中で使えるトイレ・水飲み場が見つからないよ

うな気がします。また、ちょっと一休みするベンチが使えるようになっているかどうか。また、不足している場所もあるのではないかと。点検が必要かと思われませんが、この点についてお伺いいたします。

2点目は、城山整備について。高齢者がお城山に登って行くのはなかなかきついと思われま。途中までは車が行きますが、長い時間掛かっても自分の足で登りたいと思う方もおられると考えますが、高齢者がお城山に登って行くための対応策としてどのようにことが考えられるかお伺いします。訪ねてみたくなる地域づくりが重点施策として上げてありますが、三春は特に旧町内は歩いて散策を楽しむ所と考えます。町中を再度訪ねてみたくなる地域するためには、トイレ・水飲み場・ベンチの整備は欠かせないものと思われま。

以上の2点について町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めま。

深谷副町長！

○副町長 答えをいたしま。

1点目の観光地三春として、トイレ・水飲み場が少ないのではないかとということですが、トイレにつきましては、さくら湖周辺に13ヶ所、お城山公園など公園施設や広場に14ヶ所ほど設置されておりますが、旧町内の道路沿いにあるいわゆる公衆トイレは役場の脇のさわやかトイレを含めても3ヶ所であり、十分とは言えない状況にあります。なお、その内2ヶ所については、桜川河川改修に関連して撤去・新築を計画しておりますが、更に新三春中学校の通学路などに配慮した増設を検討しているところでございま。利用可能な既設の公共施設や民間施設のトイレを確認しながら、適正な配置や設置を進めて参りま。なお、水飲み場につきましてもトイレの設置に併せて取り組んで参りたいというふうに考えております。

次に、ベンチの点検についてであります。公園・広場・街路などのベンチにつきましては、順次、点検修繕を実施しておりますが、利用者の方々からも設置を含めた優先整備箇所などについての要望や情報提供をお願いしたいと考えております。

2点目の城山整備についてであります。町では、町民代表によりま城山公園整備計画検討委員会での検討内容に基づき、各まちづくり協会などのご協力をいただきながら年間を通じて利用できる公園を目指して、城山の史跡としての価値を損なうことのないよう配慮しながら、桜、もみじ、アジサイの植栽を行うとともに、眺望を確保するための間伐や通路・トイレなどの整備を行っているところであります。

高齢者の方がお城山に少しでも登りやすくするため、階段の段差を低くしたり、車で登れるスロープ道などを整備しましたが、今後さらに、手すりの設置など、高齢者の方にも登りやすい方法を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長 再質問があればこれを許しま。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） これからの桜の季節、また、通年観光のことを考えまして、今のようなトイレの設置、それから水飲み場、それからベンチのことについての町の検討は、本当に良いことだと私も思っております。その中でトイレ、民間の施設それから公共的なものという話が出ましたけれども、民間の所ということについてはどのようなことなのか具体的にお話していただきたいのと、その通学路からちょっと外れた場合の時は何か方策があるのかどうなのか。その2点、お願いいたします。それとお城山整備の中で高齢者の方が上がって行くということの手すりの設置というのは私もそれは必要と思っておりますので、これも本当に良かったなと思っておりますが、近いか遠いか分かりませんがロープウェイの設置というのはどのようにお

考えなのか。これもちよと話が出ましたのでお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 まず民間のトイレ施設ということでどんなことを考えられるのかということですが、まずコンビニ、それから新たにスーパーが今年の秋にはできるということもありますので、そういったものを想定しての考え方でございます。

それから通学路から外れた場合ということですが、通学路等ということで、通学路だけということではなくて町全般にそういった民間施設、公共施設そういったものをフォローアップするような形で配置を考えていきたいというふうに考えております。

それからお城山の手すりは良い事だがということで、更にロープウェイという話がありましたが、今のところこの件については町の方では検討の内容にも上がっておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今、民間施設ということでコンビニとかスーパーという話が出ました。普通、コンビニとかスーパーにお客さんとして行った人達はそのままでしょうけれども、例えば桜の季節等に急にそちらのお店にしてみれば、随分使用が多いなというようなことも出て来ると思うのですが、そういう時に前もって「そういう人達が来るやもしれません。」ということ町の方から話しておくのかどうなのか。それと例えば先ほどの話の中で、町から三春の駅までの間、例えば担橋の上あたりの所、あそこを通る時に、あの近くというのは公衆トイレというか、ありそうでないというか、公園にはあるのですね。そうだとすれば、三春町の人にはそこに公園のところにあると思って、そこに降りて行くことができると思うのですが、遠くから来た人達はその近くにあるのが多分見えないと思うので、そういう場所についてはトイレが近くにあるという看板、何か標しがあるとよいのかなと思いますので、その辺について伺いたいと思うのと、これは他の方の観光地に行った時に非常に気が付いたのですが、トイレと駐車場の位置がすごくはっきり分かる地図を作っているのですね。三春町にもいっぱい地図はあるのですが、使用目的というか、トイレとか駐車場というのがはっきりと分かるような地図を作って置いたらどうかなと思うのですけれども、その点についてお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 1点目のコンビニとかスーパーへの事前連絡ということですが、そういった利用が可能かどうかも含めて打ち合わせをさせていただくと同時に、可能だとすればそういった民間施設と重複しないような形で新たな設置というふうな配置計画の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

2点目の町外からお見えの来訪者の方が分かりやすい様な案内板ということでございますが、確かにそのとおりで、例えばあそこの担橋公園にはトイレがありますが、あそこに他所から来た方が分かるということはほとんど不可能に近いことから、そういった場所の案内、または、あの通りにですね、新たに設置とかそういったものも考えていきたいというふうに思っております。

3点目のトイレ、駐車場そういったものを町内の町歩きマップ等にトイレの場所、駐車場を表示するという事は是非とも検討させて実施に向けて取組みたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長 第2の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) それでは2番目の質問に入ります。

県の大型観光キャンペーン特別企画と訪ねてみたくなる地域づくりとの連携について。本年2月21日に実施計画が正式に決まった県大型観光キャンペーンで、作家の沖方丁さんの映画決定を記念して、その一つとして和算をテーマに周遊企画が12年度の実施を目指して検討されるようになりました。福島県が算額奉納数で日本で一番であることからの企画ですが、前に21年9月議会に「地域活性化のための町の自然や歴史文化の観光資源としての掘り起こしについて」という一般質問の中で、和算、算額について伺ったことがありましたが、今回それを活かせる時が来たのではないかと考えております。三春は佐久間庸軒に関わる歴史、算額、和算の宝庫であります。現在、どのようになっているか不確かなところもありますが、「福島の算額」という本の中でも三春町の算額の数も20以上に上っております。また、福島の算額家の中にも、現在、三春在住の人達の先祖の方々もおられます。先の頃には大学の先生が来られて調査したり、御木沢にある珍しい算額があることが新聞に載ったりしたことがあり、県の和算企画ツアーについては積極的にPRし、連携していったら良いかと考えますが町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

平成24年度に実施されます福島県大型観光キャンペーンは、県や県の観光物産交流協会等が主体となる推進協議会が、各地域の観光資源をツアーとして商品にまとめ、旅行会社に売り込みを依頼し、誘客を目指すというものであります。

企画するツアーは、中通り、浜通り、会津の三地方を合わせ300件程度で、1市町村当たり6件程度とのことであります。

なお、3月16日に行われる説明会におきまして、計画内容の詳細が示されるものと思われまます。町としましてもこのキャンペーンにですね、今ご提案ありました和算等も含めて積極的に参加し、近隣自治体との連携を図りながら、広く三春町をPRし観光振興につなげていきたいと考えており、平成23年度当初予算にも所要額を計上させていただいたところであります。

よろしく願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 「福島の算額」という平成元年に出版された本がありますが、これは和算研究保存会というところが作った本であります。三春町では、亡くなられましたけれども川又さんが2代目会長となりまして、今までの和算、ちょうど「福島の算額」が出る前に9冊ほど出ておりますので、それを全部まとめた本であります。そういう方がいらっしゃいますので、是非これを三春の一つの看板にしてもらいたいと思うのですが、ただ残念なのは非常にその資料が少なくなっています。算額そのものがだいぶ修理を要したり、分からなくなってきたものもあります。これをやはり保存して行かなければならないということから、出発しなければならないということなので、この際、三春の和算、算額についての資料の整理、点検をしてみてはどうかと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 お答えいたします。

今の大型キャンペーンとはまた別に、歴民として必要であると思っておりますので、検討してみたいと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) 3番目。産業興しに関する取組みの中での農業について。

重点施策の産業興しに関する取組みの中の農業関連では、企業に算入、農地の有効活用、加工施設の充実、農畜産物の6次産業化、地産地消等の取組みが上げられますが。昨日のテレビですけれども、TPPに関してのアンケートで企業側の結果、60%近くが賛成しているという状況があったり、また、輸入農産物の値上げがこの頃、目立ってきております。このような状況の中で三春の農業振興については、やはりきちんとした計画または計画書が必要ではないかと思われまます。前には三春の農業振興地域整備計画書とか三春町酪農肉用牛生産近代化計画。それから、計画書ではないけれども福島県三春町における農業経営の多角化方策と地域連携について等、今後の三春を考える計画書等があったように思われまます。中を見ると三春の農業、農家の進むべき方向、目標が明確化されております。今回の重点施策は、これからの三春の農業振興として重要な具体的な項目として上げられてきたように思われまますので、今回我が町の計画、それから計画書についてどのようになっているのか、現況についてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めまます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

三春町の農業振興に関する基本計画に位置づけられるものとしまましては、平成10年10月に議会と協議のうえ策定をいたしました三春町農業振興方針がございます。

この方針には農業者への支援や、遊休農地の利活用、作目ごとの振興方策等が示されており、策定から12年を経過した現在におきましても、町の農業振興の基本方針となっておりますのでございます。

一方、国や県が各施策の実施のために、町に対し策定を求めまます各種の振興計画なども、前段のこの基本方針に基づきままして作成をしているところまます。

国におきまましては、この町の方針を策定しましたその直後、平成12年度から、集落での共同取り組みを支援しまます中山間地域等直接支払制度などが実施され、また、平成22年度からは戸別所得補償制度など新たな農業施策が展開されております。

この他、残留農薬やBSE、口蹄疫の発生などをきっかけに、農畜産物の食品としての安全性確保や生産環境への関心も高まっております、野生鳥獣によりまます農作物被害の拡大など、方針を策定した時点では想定し得ない状況も多く発生しておるところまます。

これらの課題を踏まえながら、農業振興に際しては、第一に人、つまり担い手や後継者等の育成に重点をおかなければならないと考えております。6次産業化や農商工連携などといった、活性化のキーワードを念頭に、農業に関わる多くの人が、存分に活躍する場を得るために、町として何を支援していくことが出来るのか、議会の皆さまをはじめ、農業委員やJAの皆様方も議論を深め、平成23年度中にこの方針の見直しを行い、適切に対処して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 平成10年にできた三春町の農業方針というのが、平成23年度に見直しに入るといふ話だったので正直に言ってほっとしました。今ここの重点施策の中にいくつかの項目が上がってきているので、これをこの時この時、1年1年の重点施策としての項目ではなく、これをやはりある程度、計画化して何年間こういうふうにするというやっぱり方向と、それから目標とそれをやっけて行かないと先ほど言いましたような世界情勢の中で、三春町の農業といふのを考えて行かなければならない時期に来ているのかなといふ気がしております。それで一つ、担い手の問題なのですけれども、企業の参入といふのもありますけれども、その他になかなか農業に就農する人といふのを新しく見つけるといふのは非常に難しい。ただ、これは今の三春のある農家の方の話なのですが、「こういう時代ですので仕事を途中で辞めてしまって自分の家が農家なので家の中を面倒見ながら自分が農業に参入していった。」とか「定年退職してそれで2年間位の農業をやっけて自分が認定農業者になっていった。」という人もいらしいので、以外に新しくといふよりはそういう中途といひますか、定年とかそういうのを迎えられる第二の人生を出発するような人達に農業を古巣に戻ってやっけてもらおうといふのも一つの方法なのかなといふ気がします。また、認定農業者の人達は5年計画でいろいろ作付けとかそういうことをやっけていらしいのですが、やはりそういう人達の話をよく聞きながら、農業担当の方が聞き取り調査をしているといふことなので、そういう人達の話聞きながらこの23年度の見直しの時は、是非三春町でただ計画倒れにならないような計画を、方針を立ててもらいたいと思ひます。その辺のことについてどのようお考えなのかお聞きしたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 只今、ご指摘ありました担い手の問題、企業参入の問題等々ございます。例えば認定農業者の皆様方とのお話し合いといふことであれば、現在も農業委員会あるいは認定農業者の集まりの中でも、それぞれ議論をさせていただいている状況でございます。ご指摘ありました広く農業に関わる皆様方からのご意見をいただきながら、方針の見直しを進めて参りたいと思ひております。

よろしくお願ひします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散会宣言……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会といたします。

傍聴者の皆さん方も含め、大変ご苦勞様でございました。

(散会 午後2時00分)

平成23年3月16日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長兼 建設課長事務取扱	深谷 茂

財務課長	村上 正義
------	-------

教育長	橋本 弘
-----	------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年3月16日（水曜日） 午後2時5分開会

- 追加日程第1 議案の提出
- 追加日程第2 議案の説明
- 追加日程第3 議案の質疑
- 追加日程第4 議案の付託
 - 第5 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査
 - 第6 付託議案の委員長報告
 - 第7 議案の審議
 - 第8 特別委員会委員長報告
- 議案第5号 財産の取得について
- 議案第6号 財産の交換について
- 議案第7号 町営プール等改修工事請負契約について
- 議案第8号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第9号 三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第10号 三春町公有施設整備基金条例の制定について
- 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第14号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 三春町介護保険条例及び障害者自立支援法に定める三春町市町村審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 三春町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第21号 三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について
- 議案第22号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について
- 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第24号 平成22年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第25号 平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成22年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第29号 平成23年度三春町一般会計予算について
- 議案第30号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第31号 平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第32号 平成23年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第33号 平成23年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成23年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第35号 平成23年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第36号 平成23年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第37号 平成23年度三春町宅地造成事業会計予算について
- （追加）
- 議案第38号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第39号 平成22年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第40号 平成22年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第41号 平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
- 議案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 議案第43号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時05分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただ今より本日の会議を開きます。

…………… 追加議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

只今、町長から、議案第38号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」から、議案第41号「平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」までの4議案が提案されました。

これを日程に追加し、日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第41号までの4議案を日程に追加し、日程第1として議題とすることに決定いたしました。

なお、会議日程につきましては、お手元にご通知いたしました日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 日程第2により、提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは説明をいたします。議案第38号、「教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」。教育委員会委員橋本弘氏については、平成23年3月31日で退任するため、新たに遠藤真弘氏を委員として任命したいので議会の同意を求めるものであります。

更に、議案第39号、議案第40号、議案第41号につきましては、今回の東北地方太平洋沖地震による災害復旧費に関する補正であります。詳しくは説明を省略させていただきますが、よろしく願いをいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第3により、会議規則第37条の規定による提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第38号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第38号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 議案第39号、「平成22年度、三春町一般会計補正予算（第6号）について」から、議案第41号「平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」までの3議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの3議案を一括して議題に供することに決しました。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

…………… 議案の付託 ……………

○議長 日程第4により、議案の付託について。

人事案件及び補正予算は、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

..... 休 憩

- 議長 ここでは議案調査のため暫時休憩をいたします。
なお、全体会はこの場でただちに開催いたします。
(休憩午後 2時08分)
(再開午後 2時22分)

..... 再 開

- 議長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

..... 付託陳情事件の委員長報告及び審査

- 議長 日程第5により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。
付託陳情事件の委員長報告につきましては、お手元にお配りいたしました、それぞれの常任委員会報告書のとおりでありますので、ご了承を願います。

..... 付託議案の委員長報告

- 議長 日程第6により、付託議案の委員長報告を求めるわけでありますけれども、付託議案の報告につきましても、お手元にお配りをいたしました、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長報告書のとおりでありますので、ご了承を願います。

..... 議 案 の 審 議

- 議長 日程第7により、議案の審議を行います。
議案第5号、「財産の取得について」から議案第6号「財産の交換について」までの2議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第6号までの2議案を一括して議題に供することに決いたしました。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号から議案第6号までの2議案を一括して採決いたします。

本2議案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長 議案第7号、「町営プール等改修工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、「三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について」から、議案第20号、「福島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案を一括して議題に供したいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第20号までの12議案を一括して議題に供することに決しました。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号から議案第20号までの12議案を一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、「三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について」から、議案第22号「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」までの2議案を一括して議題に供したいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第22号までの2議案を一括して議題に供することに決しま

した。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号から議案第22号までの2議案を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり、橋本とき子氏を固定資産評価委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

議案第24号「平成22年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」から、議案第28号「平成22年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」までの5議案を一括して議題に供したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までの5議案を一括して議題に供することに決しました。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号から議案第28号までの5議案を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号、「平成23年度、三春町一般会計予算について」から、議案第37号「平成23年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの9議案を一括して議題に供したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第37号までの9議案を一括して議題に供することに決しました。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号から議案第37号までの9議案を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第38号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり遠藤真弘氏を教育委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長 遠藤真弘氏の出席を求めておりますので、ここで、出席を許したいと思います。

ただいま、教育委員会委員の任命に同意をいたしました遠藤真弘氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○遠藤 遠藤真弘と申します。ただいまは三春町教育委員としてご同意を賜り、身の引き締まる思いがいたします。任命をいただいた上は、ほかの委員の皆様と協力しあいながら三春町の

教育を推進して参りたいと考えております。若輩の身ではございますが、ご指導、ご鞭撻をいただきながら精一杯務めて参ります。よろしくお願いをいたします。

○議長 議案第39号、「平成22年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」から、議案第41号「平成22年度、三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」までの3議案を一括して議題に供したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの3議案を一括して議題に供することに決しました。歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号から議案第41号までの3議案を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りをいたします。

ただいま、11番佐久間正俊君外2名より議案第42号、「福島県最低賃金の引き上げと、早期発効を求める意見書の提出について」、4番佐藤弘君外2名より議案第43号、「公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して 議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第43号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案を配付いたしますので、お待ち願います。

（資料配布）

○議長 議案第42号、「福島県最低賃金の引き上げと、早期発効を求める意見書の提出について」並びに、議案第43号「公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について」までの2議案を一括して議題に供したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第43号までの2議案を一括して議題に供することに決しました。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号から議案第43号までの2議案を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

……………・・ 特別委員会の委員長報告 ・・……………

○議長 日程第8により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規程により、各特別委員会の付託にかかる事項についての、中間報告を求めたいと思います。

なお、委員長報告は、お手元にお配りをいたしました、それぞれの委員長報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長 ただいま、総務・経済建設・文教厚生常任委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進・三春町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長よりの申出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

……………・・ 町長挨拶 ・・……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 3月定例会、議員の皆さん方には精力的に審査をしていただきまして誠にありがとうございます。しかも、申し上げるまでもなくマグニチュード9という大きな地震、そして津波、それに原発事故ということでですね、国難ともいえる未曾有の災害の真っ只中にあるわけでありまして。そういう中で議会の審査審議方法についてもですね、特段のご配慮をいただきました。本当にありがとうございます。今、町を挙げてですね、避難民に対するいろいろな処遇等をしているわけでありまして。当然、町民も被害に遭っているわけでありましてけれども、痛切に感じることはこんな時こそですね、お互い助け合い支え合いそしてお互い様の気持ちでですね、この国難を乗り切っていく以外に道はないのだろうとこういうふうな思いをしております。議会の皆さん方もですね、いろんな面で町、町民と一緒にですね、お力添えをいただきたいと、このようをお願いを申し上げて挨拶いたします。ありがとうございます。

……………・・ 閉会宣言 ・・……………

○議長　それでは、これをもって平成23年三春町議会3月定例会を閉会とするわけでありませけれども、議長より申し上げたいと思います。

それぞれ、議会議員各位には運営につきましても本当にご協力をいただきまして、心から議長として感謝を申し上げます。只今、補正予算がしっかりと大きな願いが込められた中での補正予算でございますので、おおいに執行側としても有効、適切に使っていただきたいと思っております。まさにいま、町民の皆様方の生活に対する安心安全確保、そして町の復興、更には被災者の救援のために町も我々議会も、そして町民も今一丸となって取り組んでいるところでございます。三春町の先人先輩から受け継いだそういうものをしっかりと我々は胸に受け止めながら将来につないでいくと、強い意志を持ってみんなで頑張りたいと、ここに皆さん方と共に誓い合いながら散会をいたします。ご苦勞様でございました。

(閉会　午後2時38分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月16日

福島県田村郡三春町議会

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 5号	財産の取得について	全 員	原案可決
議案第 6号	財産の交換について	全 員	原案可決
議案第 7号	町営プール等改修工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 8号	町道路線の認定及び変更について	全 員	原案可決
議案第 9号	三春町証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町公有施設整備基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第16号	三春町介護保険条例及び障害者自立支援法に定める三春町市町村審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第17号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第18号	三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第19号	三春町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第20号	福島県市町村総合事務組合規約変更について	全 員	原案可決
議案第21号	三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第22号	さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第24号	平成22年度三春町一般会計補正予算（第5号）について	全 員	原案可決
議案第25号	平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第26号	平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第27号	平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第28号	平成22年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第29号	平成23年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	平成23年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第32号	平成23年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	平成23年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第34号	平成23年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第35号	平成23年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第36号	平成23年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第37号	平成23年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第38号	教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第39号	平成22年度三春町一般会計補正予算（第6号）について	全員	原案可決
議案第40号	平成22年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について	全員	原案可決
議案第41号	平成22年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について	全員	原案可決
議案第42号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全員	原案可決
議案第43号	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について	全員	原案可決